

災害発生時における協力に関する覚書

久喜市（以下「甲」という。）と久喜市内郵便局（以下「乙」という。）は、久喜市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、久喜市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (2) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (3) 甲が収集した被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の提供
- (4) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (5) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (7) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（防災関係機関会議への参加）

第5条 久喜市の災害対策本部の防災関係機関会議に加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 久喜市内の郵便局は、久喜市の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては久喜市市民部消防防災課長、乙においては久喜郵便局総務部長とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも改廃の申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この覚書を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(附則)

第12条 平成9年11月25日久喜市と久喜市内郵便局との間に締結した「災害時における久喜市・久喜市内郵便局間の協力に関する覚書」、平成11年12月1日菖蒲町と菖蒲郵便局との間に締結した「災害時における菖蒲町・菖蒲郵便局間の協力に関する覚書」、平成10年6月15日栗橋町と栗橋町内郵便局との間に締結した「災害時における相互協力に関する覚書」、平成10年4月1日鷺宮町と鷺宮郵便局との間に締結した「災害時における鷺宮郵便局、鷺宮町間の協力に関する覚書」は、この覚書の締結をもって効力を失うものとする。

この覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年1月30日

甲 埼玉県久喜市下早見85番地の3
久喜市
久喜市長

乙 久喜市内郵便局代表
埼玉県久喜市本町3丁目17番1号
日本郵便株式会社
久喜郵便局長